

標 題：

鋼船規則の一部改正について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 175

Date : 1995年12月27日

各位

1995年12月27日付で下記規則が改正となり、1996年 1月 1日より施行されることとなりましたのでお知らせ致します。この改正規則は限定近海を航行する日本籍船舶について規定の一部を軽減するもので、現存船にも適用されます。

詳細は、近々発行される鋼船規則の「一部改正」をご参照下さい。

記

1. 鋼船規則D編（機関関連）

- (a) 限定近海を航行する船舶に対し、操舵装置の代替動力源の設置及び二重の制御系統の隔離の要件について軽減できることとした。

2. 鋼船規則H編（電気設備関連）

- (a) 限定近海を航行する船舶の非常電源から給電される負荷を非常灯、航海灯、警報及び船内通信装置に限定し、また、電路及び配線についても一部軽減できることとした。
- (b) 電気設備の特例規定について一部改めた。

3. 鋼船規則R編（消防設備及び防火構造関連）

- (a) 限定近海を航行する船舶の消防設備に対し、次の要件を除き、沿海を航行する船舶と同等の設備で認められることとした。
 - ・危険物を運送する船舶に対する追加の消防設備施設の要件
 - ・ガス検定器備え付けの要件
- (b) 限定近海を航行する船舶の防火構造のうち、主に、機関区域、調理室及び車両甲板区域以外の場所の防熱の要件について軽減できることとした。

備考：(1) 運輸省の省令において限定近海船は次のように定義されている。

国際航海に従事しない船舶（旅客船を除く。）であって、近海区域を航行区域とするもののうち告示で定める本邦の周辺の区域のみを航行するものをいう。

- (2) 限定近海区域のみを航行することを条件として、上記の軽減規定を適用して登録を受けた船舶にあっては船級符号NS* 又はNSに(Restricted Greater Coasting Service) を付記するものとする。

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102
TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524